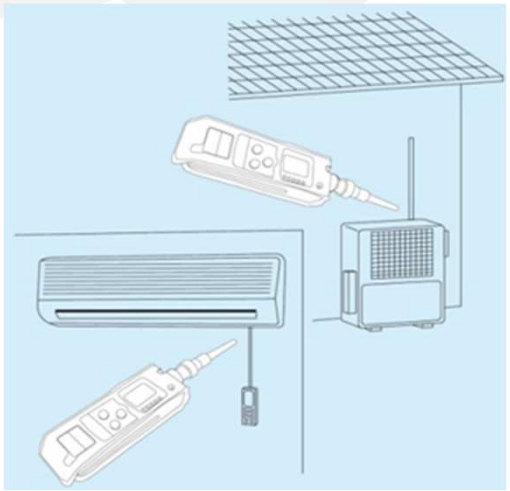
改正フロン法に関するガス検知器のご紹介

H27年4月施行の改正フロン法により、第一種特定製品の業務用冷凍冷蔵庫、空調機器を所有（管理）している方は『簡易点検』及び『定期点検』を行うことが義務付けられました。
※また所有者（管理者）にはフロンの一定量以上の漏洩を報告する義務もあります。

ガス検知器なら簡単！
手軽にガス漏れの確認が出来ます！







超高感度フロンガス検知器 XP-704Ⅲの特長

※微量なガスの検知が可能
（5ppmから検知可能、R-134aは30ppmから）

※ほぼ全ての冷媒に対応（詳細はお問合せ下さい）

※小型・軽量（重さ約190g）
ポケットに収まるコンパクトボディ

※電池使用時間：約12時間（常温・常湿において）

改正フロン法に関するガス検知器のご紹介

所有者（管理者）に求められる点検内容

- 簡易定期点検・・・目視確認等による製品外観の損傷、腐食、または異音等の確認
- 定期点検　　・・・有資格者による目視、間接法、**直接法**による冷媒ガス漏洩確認

●**規制対象**

設置場所		機器種類の例
スーパー 百貨店	全体	ビル用マルチエアコン（パッケージエアコン）、ターボ冷凍機、スクリュー冷凍機、チラー、自動販売機、冷水機（プレッシャー型）、製氷機
コンビニエンスストア	食品売り場	ショーケース、酒類・飲料用ショーケース、業務用冷蔵庫
オフィスビル	バックヤード	プレハブ冷蔵庫（冷凍冷蔵ユニット）
ホール	生花売り場	フラワーショーケース
レストラン 飲食店 各種小売店	魚屋、肉屋、果物屋、食料品、薬局、花屋	店舗用パッケージエアコン、自動販売機、業務用冷蔵庫、酒類・飲料用ショーケース、すしネタケース、活魚水槽、製氷機、卓上型冷水機、アイスクリーマー、ビールサーバー
工場	工場、倉庫	設備用パッケージエアコン、スポットクーラー業務用除湿機、研究用特殊機器（恒温恒湿器、冷熱衝撃装置など）
学校	学校、病院	パッケージエアコン（GHP含む）、病院用特殊機器（検査器、血液保存庫など）
その他	地下鉄構内	空調機器（ターボ冷凍機など）
	鉄道	鉄道車両用空調機
	自動車	冷凍車の貨物室、大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引車
	冷凍・冷蔵倉庫	冷凍倉庫用空調機（スクリュー冷凍機など）
	船舶	船舶用エアコン、鮮魚冷凍庫（スクリュー冷凍機など）
	ビニールハウス	ハウス用空調機（GHP）



●**簡易点検**

機　種	点検頻度
全ての 業務用 冷凍空調機器	四半期に1回以上

●**定期点検**

機　種	圧縮機電動機定格出力※	点検頻度
エアコン	7.5kW以上50kW未満	3年に1回以上
	50kW以上	1年に1回以上
冷凍・冷蔵機器	7.5kW以上	1年に1回以上

改正フロン法に関するガス検知器のご紹介

関係法令抜粋

●経済産業省　フロン排出抑制法より
点検方法については、業界団体が策定している冷媒漏えい点検ガイドライン等に準拠した適切な方法で実施することが重要です。

●日本冷凍空調設備工業連合会　漏えい点検・修理に関わる規定・ガイドラインの概要
ｃ）直接法による漏えい点検
直接法は，漏えい個所を特定するためのピンポイントの点検であって，①発泡液法，②電子式漏えいガス検知装置法，③蛍光剤法のいずれかを用い，又は併用して行う。
ｄ）システム漏えい試験
対象施設の漏えい修理，設置，整備，移設時に行う漏えい試験で，不活性ガスによる加圧漏えい試験，気密試験並びに真空試験を言う。
真空検査においては水分を完全に除去するため，一定時間（半日～一昼夜）真空放置し圧力上昇のないことを確認する。
2.3 漏えい点検手順
ａ）定期漏えい点検
定期漏えい点検（以下「定期点検」と略）は，冷媒系統単位で次に示す手順で実施する。
1) 漏えい点検記録簿の確認
2) システム漏えい点検（目視外観点検）
3) 間接法・直接法の選択
4) 間接法及び／または直接法による漏えい点検
5) 定期点検の手順は図１の漏えい点検の手順による。

ガス検知器なら簡単！！

①発泡液法



ピンポイントの漏えい検知に適している。漏えい可能性のある箇所に発泡液を塗布し、吹き出すフロンを検知。

②漏えい検知機を用いた方式



電子式の検知機を用いて、配管等から漏れるフロンを検知する方法。検知機の精度によるが、他の２方法に比べて微量の漏えいでも検知が可能。

③蛍光剤法



配管内に蛍光剤を注入し、漏えい箇所から漏れ出た蛍光剤を紫外線等のランプを用いて漏えい箇所を特定。 ※蛍光剤の成分によっては機器に不具合を生ずるおそれがあることから、機器メーカーの了承を得た上で実施することが必要。